

質問第一〇号

失業対策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年十二月二十日

姫井伊介

参議院議長 佐藤 尙武殿

### 失業対策に関する質問主意書

本年十月十五日提出の標記質問主意書に対する十一月二十五日附政府の答弁書は、質問の第一項及び第二項に対する答弁だけであつて、第三項以下第六項に対してはなんらの答弁がない。既に昭和二十五年度予算は編成済みのはずであるから、第三項(昭和二十五年度における失業者概数)及び第四項(右に処する失業対策)についても答弁ができるわけである。なお、第五項(失業者を出さないようにする完全雇傭の根本政策)については、政府の有する産業経済政策又は行政政策上、ある程度の答弁は可能であらう。故に、これ等未回答の事項に対し、重ねて文書答弁を求める。